

「科学の再興」に関する有識者会議運営要領

令和7年9月5日

「科学の再興」に関する有識者会議決定

「科学の再興」に関する有識者会議（以下「有識者会議」という。）の議事の手続きその他有識者会議の運営に関しては、以下のとおりとする。

（座長）

第1条 有識者会議に座長を置く。座長が不在の場合は、委員のうちから座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

（会議の公開）

第2条 有識者会議及び有識者会議資料は原則として公開とする。ただし、座長が、公開することにより公平かつ中立な審議に支障を及ぼすおそれがあると認める場合その他正当な理由があると認める場合は、全部又は一部を非公開とすることができる。

（議事録の公開）

第3条 有識者会議の議事録を作成し、これを公開するものとする。ただし、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれその他正当な理由があると座長が認めるときは、議事録の全部又は一部を非公開とすることができる。

2 前項の規定により議事録の全部又は一部を非公開とする場合には、非公開とした部分について議事要旨を作成し、これを公開するものとする。

（雑則）

第4条 前各条に定めるもののほか、有識者会議の運営に関し必要な事項は、座長が有識者会議に諮って定める。